

診断士会 News

No.2019-13

2020年3月13日

鳥取県コンクリート診断士会

〒682-0025 倉吉市八屋 354-1

☎0858-26-2411 Fax0858-26-5537

URL⇒<http://www.tottori-acc.com/>

鳥取県への要望書による陳情

- ◆開催日時 : 2020年3月13日(金) 13:00~14:00
- ◆場 所 : 鳥取県庁 5階 会議室
- ◆要望事項 : 鳥取県「コンクリート構造物ひび割れ抑制対策マニュアル(案)」運用の確認と補修工事の平準化発注、コンクリート診断士活動の援助
- ◆出席者 : 以下に示す通り。

鳥取県		鳥取県コンクリート診断士会	
県土整備部技術企画課 課長	前田 達美 氏	会 長	奥村 智洋
県土整備部技術企画課 課長補佐	倉本 政寛 氏	副会長	江原 恭二
会計管理局工事検査課総括検査専門員	梶川 晴近 氏	副会長	北窓 靖典
県土整備部技術企画課 係長	椎木 孝三 氏	監 事	榊田 克仁



コロナウイルス対策のため、マスク着用での陳情となりました。

冒頭、当会奥村会長から、このような機会を設けていただいたことに対し、感謝の意を表し、出席者の紹介を行った。また、県側の出席者の紹介を受けた。

P.3-4 に示す要望書をもとに、具体的な「要望事項」として、下記項目について要望した。

1. 鳥取県「コンクリート構造物ひび割れ抑制対策マニュアル（案）」運用について
2. 補修工事発注時期の平準化
3. コンクリート診断士、活動の場の増大

要望に対する回答として概略すると、以下に示す通りである。

1. については、5 mの目地間隔で8基の橋台で実施し、6基が良好であるとの結果であった。鳥取県と(公財)鳥取県建設技術センターで妥当性について検討中である。早ければ、来年度検討結果を報告できる。
2. については、引き続きゼロ県債を活用し、補修工事の労務、資材の確保、補修品質の確保のため、発注時期の平準化に取り組んでいく。
3. については、取り組みの結果優れた工事となった場合は、加点対象としている。設計段階で、コンクリート診断士を活用して配慮し、実績を重ねてほしい。

陳情活動の中で、より具体的な説明に耳を傾けていただけた事に感謝致します。また、事前に要望事項に対する回答をご準備いただいたことに対し、改めて感謝する次第である。

より良き社会資本の蓄積のために、意見交換が出来たことは大変有意義であったと思う。

要 望 書

令和2年3月13日

鳥取県県土整備部技術企画課

課長 前田 達美 様

鳥取県コンクリート診断士会
会長 奥村 智洋



(要望事項)

鳥取県「コンクリート構造物ひび割れ抑制対策マニュアル(案)」運用の確認と補修工事の平準化発注、コンクリート診断士活動の援助

(要 旨)

鳥取県におかれましては、平素より当会の活動に格別のご理解とご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、我々鳥取県コンクリート診断士会は、新設を含むコンクリート構造物に関するあらゆる機会を通じて、鳥取県のコンクリート構造物の長寿命化に貢献したいと活動を進めております。

活動にあたり、鳥取県「コンクリート構造物ひび割れ抑制対策マニュアル(案)」の具体的な運用方法と運用実績がどのような状況であるのか理解できておりません。

また、活動を通じて集中する補修工事発注時期の是正や、「コンクリート診断士の効果的な活用」の場が少ないことも感じており、残念であります。そのため下記内容につきまして、要望させて頂きたいと思っております。

1. 鳥取県「コンクリート構造物ひび割れ抑制対策マニュアル(案)」運用について

平成28年(2016)に、鳥取県「コンクリート構造物ひび割れ抑制対策マニュアル(案)」が公開されました。本マニュアルの「まえがき」には、今後、追跡調査等を通して、今後、さらに補強する、あるいは抑制対策としての有効性が認められた場合に標準化することも考えている。とあります。その後の抑制対策の有効性の把握、有効性を踏まえた標準化の方向性など、今後の本マニュアルの運用をどのように考えておられるのかお教え願います。

2. 補修工事発注時期の平準化

補修工事の現場条件として出水期を避けることがポイントになることが多く、非出水期に工事が集中することが多くあります。また、補修材料は氷点下の施工が制限されるため、天候が不順な非出水期は限られた人的資源では対応が困難となり、発注量に対応できません。そのため、出水期の条件が無い工事は、春先に発注して頂く発注時期の平準化をお願い致します。(資料-1参照)

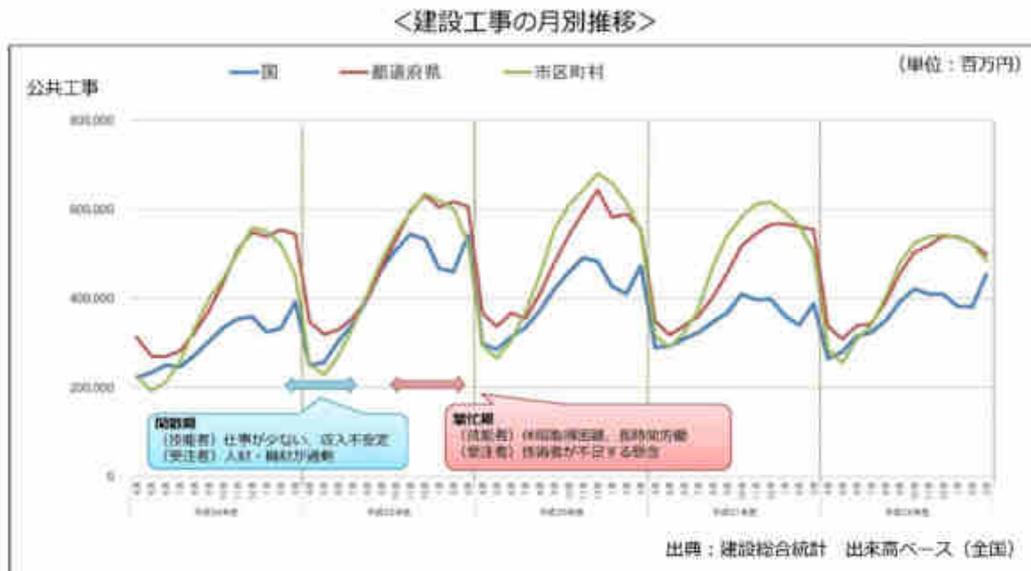
3. コンクリート診断士、活動の場の増大要望

コンクリート構造物工事、補修・補強工事は重要構造物であることが多く、高品質なものが社会資本整備に永く影響します。よって、専門知識を有したコンクリート診断士を広く活用し、優れた工事となった場合は加点項目として頂けますようお願い致します。

資料-1 補修工事発注時期の平準化

(要旨)

国土交通省では、市町村など公共発注者による平準化等の取り組みを強化するための方策について、建設産業政策会議等、工事の発注について、施工時期の平準化へ向けた取り組みが行われているようですが、下図〈建設工事の月別推移〉によると建設業界の発注件数は、閑散期と繁忙期とで2倍の差があるとされ、それが人不足や過重労働及び余剰人員を始めとした建設業界が抱える諸問題の一因となっています。



一方、橋梁補修工事の発注時期は、出水期に河川内の吊足場設置が出来ないことから、8月頃から順次発注され2～3月末までの工期が大半となり、閑散期にはほとんど発注は無く、繁忙期にまとめて発注されています。

そのため補修工事については、上記〈建設工事の月別推移〉より厳しい状況となり、足場工や補修工の労務・資材確保が困難であることから、補修工事の公告が出ても応札業者が無く入札が取り止めになったり、施工する下請業者の手が回らない状況となっています。

また、補修工事では、補修材料や塗装材料の大半が気温5℃以上、湿度85%以下で使用する制限があることから、気温が低く積雪が多い鳥取県では施工できる日数が限られること、品質を確保することが困難であるため出来るだけ気候の良い時期に施工できることが望ましいと考えます。

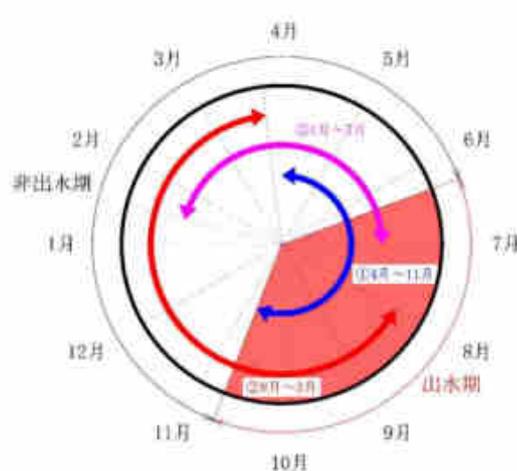


図1 発注時期の概念図

そのため、図1.のとおり①河川以外で出水期の制約の無い現場は、気候の良い4月～11月頃に発注して頂ければ、労務や資材の確保・補修品質の確保が可能です。また、河川内の制約がある補修工事に於いても、②夏前頃に早期発注されれば橋面防水や橋面舗装が気候の良い内に施工が出来、非出水期になってから河川内の工事を行えば、工期的にも余裕が出来て防水・補修の品質を確保することが出来ます。

さらに、③河川内の制約のある工事でも、工期を1月から6月にかけて発注(年度を跨ぐ発注)すれば、春から梅雨に入るまでの期間に補修することが可能であると考えます。

以上のとおり、①、②、③の区分で補修工事を平準化発注して頂くようお願い致します。